

# FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.11

## 2012年度税制改正大綱 (金融・証券関連)

ついでに、本誌2011年12月号) していた、「公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大」に関しては、2012年度ではなく、2013年度税制改正において検討することとされた。

なお、現行税制では損益通算の対象とはならない、信託会社(注1)の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うものまたは外国証券業者に対して行うものについて、損益通算の対象とすることとされた。

### 2. 日本版ISAの利便性向上・事務手続の簡素化

日本版ISAとは、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、2014年に導入されることになっている少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置のことである。

大綱では、日本版ISAについて、次の措置を講じるとしている。

- ①非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座

に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する。

②非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとされる。

②は非課税口座の開設にあたって、非課税口座開設確認書交付申請手続きと非課税口座開設手続きの両方が必要となっている現行制度を改め、手続きを簡素化するものである。

### 3. 特定口座に関する改正

現行制度においては、金融商品取引業者等は、特定口座を開設する個人投資家に対して、特定口座年間取引報告書を交付することが義務となっている。

年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等および源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった者に対しても、同報告書を交付する義務があり、金融商品取引業者等にとっては負担となっている。

そこで大綱では、当該負担を軽減するため、年間を通じて取引のなかった特定口座については、当該特定口座を開設していた居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に

### 1. 金融商品に係る損益通算の範囲の拡大

2011年12月10日、政府は、2012年度税制改正大綱(以下、大綱)を閣議決定した。本稿では、大綱に盛り込まれた金融・証券に関する改正項目のうち、個人に関わる部分について概説するとともに、2011年12月に公布された復興財源法のうち、証券税制に関わる部分について概説する。

大綱では、金融庁が要望(金融庁の2012年度税制改正要望項目に

対する特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととしている。

ただし、当該居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、当該報告書を交付しなければならないこととしている。

また、特定口座の開設時等に提示が求められている本人確認書類の範

囲に、運転経歴証明書(注2)および療育手帳(注3)を追加するとしている。

### 4. 大綱に盛り込まれなかった項目

大綱には、日本版ISAに関して金融庁が当初要望していた以下の項目が盛り込まれなかった。

- ③非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること
- ④非課税口座の管理方法を簡素化するため、同一金融機関における非課税投資については1口座で管理すること
- ③は、非課税投資限度額100万円の枠内においてのみ、分配金の再投資が認められているという現行の法律の改正を求めているものであった。

一方、④は、同一金融機関に2年分あるいは3年分の非課税口座を開設する場合、それぞれ2口座、3口座を開設しなければならないことの改善を求めているものであった。

また、TOBに応募した個人株主の譲渡所得等(譲渡所得、事業所得、雑所得)に対する課税繰延、およびTOBに応募した個人株主が取得した株式の特定口座への預入れを可能とする措置についても盛り込まれなかった。

### 5. 復興増税

2011年12月に公布された、復興増税および2011年度税制改正の一部について定めた改正法では、2013年1月から25年間、「復興特別所得税」が課されることとなっ

た。これは、基準所得税額、すなわち、配当控除や住宅ローン減税などの税額控除の適用を受けた後の税額に対し、税額を2・1%加算するものである。

復興特別所得税は、国内居住者に限り、「すべての所得」による所得税額に対して課される。すなわち、復興特別所得税の対象は給与所得や年金などの雑所得、事業所得など総合課税の対象となる所得だけでなく、預貯金の利子や株式の配当、投資信託の分配金など源泉分離課税・申告不要制度の対象となっている所得も含まれることについても留意されたい(図表)。

(注1) 信託業務を営む金融機関を含む。  
(注2) 過去に失効した免許、取り消された免許または現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明するもの。  
(注3) 知的障がい者に都道府県知事(政令指定都市にあってはその長)が発行する障がい者手帳。

図表 復興特別所得税課税による税率の変化

		現行(2012年12月以前)	改正後(2013年1月以後) ※1
総合課税の所得の税率 (給与所得、雑所得、事業所得など)		15%~50%	15.105%~50.84%
配当	源泉税率(申告不要・申告分離課税を選択した場合を含む)	10%	10.147%
	総合課税を選択した場合の税率(配当控除適用)	7.2%~43.6%	7.2%~44.335%
未公開株式等の源泉税率 ※2		20%	20.42%
上場株式等の譲渡所得の税率(特定口座における源泉税率を含む)		10%	10.147%
預貯金・公社債の利子の源泉税率		20%	20.315%

※1 上場株式等の配当・譲渡所得等については、2014年1月以後、税率が変更される予定。

※2 原則として、確定申告して総合課税となる(少額配当の場合などを除く)。(出所) 法令等をもとに大和総研作成



鳥毛拓馬  
大和総研  
研究員 AFP  
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)など。